

## 平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-15)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する						担当部局名	道路局		作成責任者名	・道路局 国道・防災課 道路防災対策室(室長 和田 昌) ・道路局 環境安全課 道路交通安全施設室(室長 酒井 洋一)	
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
63 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	75%	平成25年度	-	75.2%	75.7%	76.3%	集計中	81%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、平成32年度までに81%にすることとされている。 ・過年度の平均工事完了数で推移するものとして目標値を設定。			
64 生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率	-	-	-	-	-	-	集計中	約3割抑止 (平成26年度比)	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率については、平成32年度において平成26年度比約3割抑止することとされている。 ・過年度に実施した生活道路のゾーン対策における死傷事故件数の削減実績より目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)									
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	037	994,975 (992,176)	874,830 (874,163)	832,320 (831,696)	785,309 -	・高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の直轄国道の新設・改築等を実施することで、わが国の成長力を確保する物流ネットワークの確保や、地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保が可能となり、国際競争力、広域・地域間連携等の確保・強化に寄与。 ・平成28年度は、新たに94kmが開通し、それに伴い、測定指標である「道路による都市間連達性の確保率」の向上に寄与。	87	-					
(2) 道路事業(直轄・交通安全対策) (昭和41年度)	180	162,861 (160,552)	141,154 (140,962)	151,764 (151,574)	146,883 -	幹線道路については、ビッグデータを活用して抽出した潜在的危険箇所等において、重点的な事故防止対策を実施する。生活道路については、道路の機能分化を図ることで幹線道路等へ自動車交通を転換させるとともに、通過交通及び走行速度の抑制を図ることで、「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保する。	64	-					
(3) 道路事業(直轄・維持等) (昭和33年度)	181	82,063 (81,806)	76,919 (76,911)	79,761 (79,705)	83,384 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・道路の異常、道路利用状況等を確認するための道路巡回 ・通行車両に対する安全性の確保や走行の快適性や沿道環境の向上を目的とした清掃 ・通行車両からの視認性を確保するための除草や街路樹の剪定等 ・道路区域決定、供用開始手続き、承認・占用工事の許認可、通行の禁止又は制限等、監督処分等を実施	63	-					
(4) 道路事業(直轄・修繕等) (昭和33年度)	182	175,156 (174,729)	147,760 (147,744)	173,080 (172,942)	179,556 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間を対象に、 ・橋梁、トンネル、舗装等の点検・補修・補強 ・法面・斜面の防災対策 ・防雪対策、凍雪害防止等を実施。	63	道路橋の個別施設計画の策定率 道路橋の点検実施率、トンネルの点検実施率					
(5) 道路事業(補助等) (昭和27年度)	183	68,698 (68,641)	60,931 (60,906)	78,815 (78,728)	70,595 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。 ・主な事業として、地域高規格道路等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど幹線ネットワークの整備を実施する地方公共団体等に補助を行う。 ・活動実績として、平成28年度の新規開通延長は16kmとなっており、測定指標である「道路による都市間連達性の確保率」の向上に寄与。	87	-					
(6) 有料道路事業等 (昭和43年度)	184	21,372 (21,072)	21,311 (20,997)	28,834 (28,057)	20,708 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)が行う新設・改築に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資 ・東日本高速道路(株)等が施行するスマートインターチェンジ整備事業に要する資金の一部を貸付ける独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する補助 ・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等 ・活動実績として、平成28年度の新規開通延長は61kmとなっており、測定指標である「道路による都市間連達性の確保率」の向上に寄与。	87	-					
(7) 道路事業(補助・除雪) (平成25年度)	185	6,716 (6,695)	6,864 (6,864)	7,166 (7,166)	7,166 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道のうち、積雪寒冷の度が特に高い地域における道路の交通の確保が特に必要であると指定した道路の除雪について、地方公共団体に補助を行う。 ・地方自治体の道路除雪費の支援については、従来、平年の最低限必要となる除雪費を社会資本整備総合交付金により措置してきたが、それを上回る降雪により除雪費が多くなった地域に対する災害的な経費として、年度途中での機動的な除雪支援が可能となるよう、除雪の補助を実施する。 ○補助率 2/3	-	-					

(8) 道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費 (平成26年度)	187	113 (105)	134 (127)	169 (164)	175 -	道路構造物の予防保全の着実な実施に向け ・道路管理者を対象とした道路橋やトンネルなどの道路構造物の点検、補修等に関する講習を実施 等 ・道路構造物の点検・診断等のデータの分析・活用検討 等	63	-
(9) 歩行者自転車中心の道路空間構築のための基準等検討経費 (平成28年度)	188	- -	- -	52 (52)	51 -	我が国において基準の未整備等により導入が進まない施策(すれ違い二段階横断歩道、シェアスペース、ライジングボラード等)について、全国の道路への適用や基準化の可能性について、以下のような検討を行う。 1. 先進事例の収集・分析検討 2. 実証実験 3. 基準化に向けた検討	64	-
(10) 自動走行を含む次世代のITS構築に向けた路車協調システムに関する検討 (平成29年度)	新29-011	- -	- -	- -	40 -	分合流部等の複雑な交通環境で、自動運転を支援するため、道路側から情報提供を行うなど、新たな路車協調システムのあり方について検討を行う。	-	-
(11) 自動審査システムの強化による特車通行許可の迅速化に関する検討経費 (平成29年度)	新29-012	- -	- -	- -	77 -	特車許可の迅速化のため、未収録路線の状況整理、申請件数の多い重点収録区間のデータ収集、当該データを活用した調査票の作成、未収録区間解消に向けた効果的な収集手法の整理等、許可期間短縮に向けた道路情報便覧収録方法の実行性等を検証する。	-	-
施策の予算額・執行額		529,969 <46> (456,484) <<46>>	480,347 (402,662)	559,649	450,115	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		第186回国会内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
備考								

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-14)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部署	大臣官房 運輸安全監理官		作成責任者	運輸安全監理官 三上誠順	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
58 首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	91%	平成24年度末	91%	94%	95%	96%	97%(暫定値)	概ね100%	平成29年度末	首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年国土交通省令第16号)において、主要駅や高架橋等の耐震対策について平成29年度末までに実施することとされていることから業績指標を設定している。			
15 【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(③ホームドアの整備駅数)	583駅	平成25年度	564駅	583駅	615駅	665駅	集計中	800駅	平成32年度	バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度までに転落防止設備の整備を定められている一日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の鉄軌道駅のうち、特に一日当たりの転落事故件数が多い10万人以上の鉄軌道駅において、優先的にホームドアの整備を行うことから設定。			
59 (①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数)	① 517人 ② 56,305件	平成20年	① 466人 ② 45,346件	① 434人 ② 42,425件	① 421人 ② 39,649件	① 403人 ② 36,499件	① 363人 ② 33,336件	① 250人 ② 30,000件	平成30年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめ、その中で、今後10年間にわたる目標(事業用自動車による交通事故死者数半減、事故件数半減、飲酒運転ゼロ)を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。			
60 商船の海難船舶隻数	386隻	平成23年～27年の平均海難隻数	422隻	379隻	394隻	382隻	334隻	339隻未満	平成32年	第10次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。))を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする。)に準じた目標設定とする。 第10次計画では第9次計画期間の年平均船舶事故隻数の約12%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害発生率(年間千人率)の平均値(11.0‰)に比べ13%減少させ9.6‰とすることとした。			
61 船員災害発生率(千人率)	11.0‰	平成20～24年度の平均	11.0‰	10.3‰	10.3‰	9.3‰	集計中	9.6‰	平成29年度	航空安全性向上に関する諸施策を講ずることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5年平均値)を現況値(平成20年～24年の5年平均値)の約1割減を目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。			
62 国内航空における航空事故発生件数	10.8件	平成20～24年の平均	10.8件	10.2件	9.6件	10.8件	10.2件	10.0件	平成25～29年の平均				
達成手段(開始年度)	29年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)				29年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標番号	達成手段の目標(29年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化(平成18年度)	144	39 (35)	42 (34)	45	42	42	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの実施等を行っている。			59,60,61,62	・運輸安全マネジメント評価回数 ・運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナー等の受講者数  -		
(2) 公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備(平成24年度)	145	4 (2)	4 (3)	4	4	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるため、相談窓口の設置、周知活動等を実施 ・公共交通事故被害者等支援施策の改善に資するため、被害者団体や有識者から助言を頂くための「公共交通事故被害者等支援懇談会」を開催 ・被害者等に寄り添った支援を行うため、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成 ・公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進			-	研修の開催数 プロモート活動		
(3) 交通安全対策推進経費(平成28年度)	147	-	-	17 (17)	17	17	地方自治体における交通安全対策の推進並びに交通事故相談活動を通じた損害賠償の適正化及び安全啓発等により、交通の安全確保や交通事故被害者等の福祉の向上を図るため、地方自治体における交通安全対策の課題等の実態把握、分析、好事例の選別を行い、情報共有するとともに、都道府県・政令指定都市に設置されている交通事故相談所の相談員が複雑・多様かつ専門化する交通事故相談内容に対処できるよう、交通事故相談の実務必携の発行や相談員研修の開催等を通じて当該相談員の育成を図り、周辺市町村を含めた交通事故相談員全体の資質を向上させることにより、全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制を確保する。			-	調査件数、実務必携発行及び研修等開催回数  交通事故発生件数に対する相談件数の割合を10%以上とする。		
(4) 鉄道施設総合安全対策事業(うち老朽化対策等)(平成20年度)	148	83 (82)	83 (83)	2,301 (2,186)	5,402	5,402	鉄道施設総合安全対策事業に要する経費の一部を国が補助する。 <補助率> ○老朽化対策事業 1/3 ○浸水対策事業 1/3 ○踏切保安設備整備事業 1/2、1/3 ○鉄道軌道安全輸送設備整備事業 1/2、1/3			-	【老朽化対策事業】 老朽化対策事業を活用した事業を実施する箇所数 【踏切保安設備整備事業】 踏切保安設備の整備箇所数  【老朽化対策事業】 地域鉄道において、橋りょう、トンネル等の施設の老朽化を起因とした輸送障害又は鉄道運転事故を起こさない。 【踏切保安設備整備事業】 平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す。		

(5)	鉄道施設総合安全対策事業 (耐震補強) (平成27年度)	149	- -	1,527 (1,464)	3,003 (2,478)	3,047	阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する事業を対象に、補助対象経費の1/3(ただし、地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	58	当該補助金を活用し耐震対策を実施した箇所数 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率
(6)	鉄道防災事業 (昭和53年度)	150	1,426 (1,423)	1,379 (1,378)	1,740	1,122	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を行う
(7)	鉄道技術基準等 (平成14年度)	152	145 (137)	145 (140)	144 (128)	248	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。主な調査研究内容として、 ①鉄道のトンネルの設計方法や構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両振動の影響に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④路面電車の車両、施設の状況等についての調査研究等を実施。	-	調査件数等
(8)	鉄道安全対策等 (平成15年度)	153	63 (46)	59 (44)	57 (44)	60	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取り組みが適切であるか等について保安監査を実施するほか、保安度向上に資するため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	-	保安監査の実施回数等
(9)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	156	49 (43)	50 (42)	53	82	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を活用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	59	自動車運送事業者に対する監査実施件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(10)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	157	28 (27)	30 (30)	32	32	タクシー業務適正化特別措置法に規定する単位地域については、当該地域内の営業所に設置するタクシーには、当該単位地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として業務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国の各所の単位地域における運転者登録(法人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 全国におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(11)	自動車保安対策 (昭和41年度)	158	28 (27)	31 (24)	24	24	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	59	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(12)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年度)	159	2 (1)	2 (1)	2	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(13)	リサイクル部品の活用の推進 (平成25年度)	160	1 (0)	3 (1)	3	2	・リサイクル部品について、品質保証方法のガイドライン(案)(品質の悪いリサイクル部品が流通しないようにする。)や必要な情報を自動車ユーザーへ適切に提供するためのガイドライン(案)の検討のための調査を行う。	59	調査研究の件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数
(14)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年度)	161	25 22	16 (14)	21	76	船舶の安全基準は、国際海事機関において国際的な統一基準として制定・改正されているところ、海難事故や新たなニーズを考慮した安全基準を導入するため、国際会議において、国内外の事故及び実態調査等に基づく船舶の安全基準案を積極的に提案する。また、国際的船舶データベースの運営資金の拠出を通じて、ポर्टスタートコントロールによる安全基準に満たない船舶の排除に貢献する。これらの取組みによって、海上輸送の安全を確保し、我が国周辺における船舶事故の削減を図る。	60	国際会議における新基準、指針等の決議数 PSCを実施した延べ隻数 関連する業績指標等と同内容
(15)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成21年度)	162	207 (190)	242 (220)	354	202	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施LIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	60	

(16) 小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	163	22 (16)	22 (14)	20 (集計中)	17	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前検査等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリーナ、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査の受検及び小型船舶操縦者の遵守事項についてパトロール指導及び周知啓蒙する。 事故の未然防止、小型船舶の健全な利用振興等は、様々な要因が関係するものであることから、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めるのは困難であるが、本事業の実施により、小型船舶の健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。
(17) 船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要経費 (平成21年度)	164	208 (179)	229 (198)	227 (集計中)	216	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	60	
(18) ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	165	95 (89)	98 (86)	98 (集計中)	108	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	60	
(19) 国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	166	151 (149)	176 (173)	190 (集計中)	133	国際海事機関(IMO)は、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として設立された国連の専門機関であり、我が国は、1958年の設立以来今日まで理事国を務めている。IMO分担金は、IMO加盟国に課せられており、分担金を含む予算が2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含む173の国及び地域)に割り当てられる。	-	参加した総会、理事会、委員会及び小委員会の件数  IMOの各会合における審議を主導し、必要に応じた我が国の意見の反映に資するため、分担比率に相応した日本人職員割合を維持する。
(20) 北大西洋流氷監視分担金	167	2 (2)	8 (8)	9 (2)	8	北大西洋における海上での人命の安全、航海の安全及び効率並びに海洋環境の保護を目的として、「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)第5章第6規則の規定に基づき、氷の監視機関(米国沿岸警備隊)が氷の季節(2月15日～7月1日)に氷の監視業務並びに氷の状態の調査及び観測を実施し、氷山海域を通航する全船舶に対して係る情報を提供しており、業務の経費を負担するものである。	-	米国より、係る情報の提供を受け、氷山海域を通航した日本籍船の全船履歴(米国の集計)。  本施策により、氷山海域を通航する船舶の海難をゼロとする。
(21) 国際海上輸送コンテナの安全輸送体制の確立	168	-	-	6 (6)	5	貨物情報の未申告等に起因するとみられる事故防止など持続的に円滑な国際コンテナ輸送を確保するため、コンテナ総重量確定をはじめとする品質の維持・向上や適切な情報伝達等の確保を行う。このため、荷送人等関係者の取組状況(重量確定、伝達方法等)などを把握し、必要に応じて制度の改善や国際的に調和した先進的な取組みへの誘導策を検討し、海上交通の更なる安全と効率的な国際コンテナ物流の実現に向けた対応を図る。	-	我が国で積付けを行ったコンテナ船のうち、貨物情報の未申告等に起因する海難事故の件数。  本施策により、我が国で積付けを行ったコンテナ船のうち、貨物情報の未申告等に起因する海難事故をゼロとする。
(22) 空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	169	73,346 (66,828)	78,227 (74,570)	75,371 (68,926)	73,856	【事業目的】 航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営、全国の空域の効率的な運用や航空事故防止等への対応に資するため、国管理空港、航空保安施設などの維持管理・運営を行っている。  【事業概要】 ・滑走路、誘導路など空港土本施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務等 ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営等	-	国が管理する空港数 航空保安無線施設数 航空路施設数 教育施設数  空港等の維持管理・運営業務に起因して発生した航空機事故件数
(23) ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	170	7,898 (7,898)	8,100 (8,100)	7,980 (8,412)	9,732	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所要の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策に使用する保安検査機器の整備に係る経費の1/2、保安検査業務及び監視業務に係る経費の1/2を分担して負担するものである。	-	
(24) 空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	171	2,856 (2,743)	3,144 (3,030)	3,299 (3,205)	3,386	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している37空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の設置空港数: 81空港 空港の気象に関する観測通報数: 549,385通 空港及び空域に対する予報・警報等の発表数: 267,982通 気象解説の回数: 54,739回 航空用気象資料の提供枚数: 1,122,010枚  空港の予報通報の信頼性: 99.7% 空港の観測通報の信頼性: 99.7%
(25) 航空輸送安全対策 (昭和27年度)	172	158 (144)	103 (105)	107 (88)	202	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業者業務監督、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランプインスペクション)等を実施している。	62	
(26) 航空従事者の技能証明試験 (昭和27年度)	173	33 (32)	47 (44)	41 (39)	44	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要であることから、航空業務を行うとする者に対して、適正に航空従事者技能証明を行うもの。国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び実地試験を実施している。また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	試験合格者のうち技能証明書を交付できなかった者の数

(27) 国産旅客機開発に伴う安全性審査方式の導入 (平成21年度)	174	82 (71)	75 (66)	84 (84)	111	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	適合性証明文書のうち3ヶ月以内に航空局による審査を終了したものの比率  国産ジェット旅客機における航空事故発生件数
(28) 国際民間航空機関分担金・拠出金 (昭和28年度)	175	700 (700)	762 (762)	793 (793)	630	【事業目的】 国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立され、健全かつ経済的に運営されるように一定の原則及び取組を規定することにより、世界各国の協力を図ることを目的としている。国際民間航空機関(ICA0)に係る我が国分担金の支出である。なお、ICA0の設置根拠条約である国際民間航空条約において、ICA0加盟国の分担金支払い義務が定められている。また、「航空保安行動計画」及び「アジア太平洋地域航空安全情報分析・共有実証事業」に対し、一定の拠出を行う。  【事業概要】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び能率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	-	理事会・常設委員会参加数  世界の定期航空便における事故率 日本人職員の割合
(29) (独)航空大学校(運営費交付金) (平成13年度)	176	2,113 (2,113)	2,069 (2,069)	2,112 (2,112)	2,316	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	1年間の学生訓練時間数  航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職者数:72名
(30) (独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	177	163 (118)	66 (59)	39 (23)	81	航空大学校は、安定的な航空輸送の確保を図るため、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成しており、そのために必要となる施設及び設備が老朽化により業務に支障が生じないよう、改修、整備を実施するものである。	-	施設整備実施件数
(31) 操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保対策 (平成27年度)	178	- -	138 (133)	63 (52)	115	航空機の操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を促進すべく、以下の施策を講じる。 ・民間養成機関の操縦士供給能力拡充(奨学金制度の設計検討のための取組、技量レベル向上のための取組等) ・航空大学校のさらなる活用(訓練の確実な実施や民間養成機関への技術支援強化等) ・航空会社における効率的な操縦士の養成の促進(安全性を確保しつつ航空会社による柔軟な訓練・審査プログラムの策定を可能とする制度(AQP)の導入に向けた環境整備) ・操縦士の健康管理の向上(加齢乗員の一層の活用に向けた取組、航空会社における健康管理体制確保のための取組等) 等	-	操縦士・整備士・製造技術者の養成・確保を目的とした事業の実施件数  ・主要航空会社の航空機操縦士の人数 ・主要航空会社への航空機操縦士の年間新規供給数
(32) 公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	179	169 (149)	169 (149)	167 (158)	159	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	60.62	
(33) 鉄道施設災害復旧費補助金 (昭和33年度)	475	220 (121)	30 (4)	311	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	本事業の補助対象として、災害復旧に着手した路線数  本事業の補助対象となる施設の復旧により、施設の機能を恢
施策の予算額・執行額		163,775 (149,406)	163,149 (153,901)	167,595	157,414	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策目標		38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する						担当部局名	国土地理院			作成責任者名	総務部政策調整室長 國谷 俊文			
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化に資するため、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け			10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成29年8月		
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度									
132 電子基準点の観測データの取得率	99.57%	平成22年度	99.53%	99.78%	99.63%	99.51%	99.81%	△	99.5%以上	毎年度	電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。施策目標を達成するにあたり、多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データの取得率を高い値で維持することが重要であるため、平成23年度以降の毎年度の目標値を99.50%以上に設定している。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標					
133 地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)	149万件	平成26年度	-	-	149万件	151万件	154万件	△	155万件	平成29年度	地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び被災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で活用可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。目標値は過去2年の登録実績を参考に毎年2万件の登録としている。 ※社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)の指標					
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	396	60 (60)	49 (48)	93 (93)	100	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。					-	普及啓発のためのイベント・ワークショップ開催数 地理空間情報の循環システムの形成への参加を50団体以上とし、地理空間情報の利活用の推進を図る				
(2) 位置参照情報の整備(平成21年度)	397	43 (39)	38 (31)	38 (38)	15	位置参照情報とは、全国の住所とその地点の緯度経度とを対応させた、地図と住所をつなぐ基礎情報である。平成24年7月1日から平成25年6月30日までに地名及び街区形状等の変更のあった箇所について更新作業を実施する。					-	街区レベル及び大字町丁目レベル位置参照情報更新市区町村数 位置参照情報のダウンロード件数				
(3) 産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	399	174 (171)	175 (174)	118 (117)	55	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。					-	高精度測位技術を活用したシームレス測位環境構築の業務数 屋内地図・測定環境が提供され、位置情報サービスが利用できる施設数				
(4) 基盤地図情報整備経費(平成19年度)	400	1,134 (1,120)	1,010 (1,000)	1,095 (1,041)	955	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。					133	-				
(5) 測量行政推進経費(平成16年度)	401	136 (125)	135 (122)	138 (121)	159	測量成果の利活用を促進するため、電子化の普及について積極的に推進するとともに、新技術を利用した一層の効率的な実施を図るため、新技術に対応した公共測量作業規程(準則)の整備、啓発活動の実施等の施策を展開する。また、地理空間情報活用推進基本法及び地理空間情報活用推進基本計画に基づき、地理空間情報の利活用促進を図る。					133	-				
(6) 基本測地基準点測量経費(明治16年度)	402	1,041 (1,005)	1,159 (1,110)	1,574 (1,404)	994	VLBI測量、三角点・水準点等の測量、験潮及び電子基準点測量を継続し、我が国の位置の基準である基本測地基準点の正確な位置情報(緯度・経度・標高等)を維持・管理することにより、社会経済活動を行う上で必要不可欠な位置情報基盤を整備し、我が国の領土の的確な把握に資するとともに、国土の管理及び国民の安全・安心に資する。					132 133	-				
(7) 基本図測量経費(昭和28年度)	403	419 (406)	417 (409)	447 (435)	487	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(正射画像)を整備するとともに、正射画像・基盤地図情報等を活用して基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像から領土全体の基本図を整備・更新する。					133	-				
(8) 電子政府等業務効率化推進経費(平成16年度)	406	53 (50)	45 (39)	46 (44)	56	電子政府の実現に向けた取組みを推進するために導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、各種業務の効率化及び信頼性向上を図る。					133	-				
(9) 地理空間情報ライブラリー推進経費(平成24年度)	407	243 (237)	241 (239)	225 (223)	216	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的に検索・閲覧・入手できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。					133	-				
(10) 国際連携・海外展開等推進経費(平成29年度)	新29-033	-	-	-	11	電子基準点網について、高度な技術的知見を活用し、相手国当局との技術協力案件を形成・実施する。また、関連地球規模の地理空間情報管理イニシアティブのアジア太平洋地域委員会総会を主催する。					132	-				
施策の予算額・執行額		4,130 (3,841)	3,988 (3,780)	4,420	3,637	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		業績指標132,133 ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) 政策パッケージ2-3「災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化」								
備考																

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-20)

施策目標		20 観光立国を推進する						担当部局名	観光庁			作成責任者名	観光戦略課長 舟本 浩		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上、災害、事故等のリスクへの備え等の実現を図り、観光立国を推進する。						施策目標の評価結果			政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値設定年	実績値					評価結果	目標値	目標年	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			24年	25年	26年	27年	28年								
79 訪日外国人旅行者数	622(万人)	平成23年	836	1036	1341	1974	2,404	/	4,000(万人)	平成32年	平成27年の訪日外国人旅行者数は1974万人まで増加し、従来の政府目標であった2000万人の達成が視野に入ってきたことから、次の時代の新たな目標とするために必要な対応について検討するため、平成27年11月に総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を創設し、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数について、「2020年：4000万人」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
80 訪日外国人旅行消費額	0.8(兆円)	平成23年	1.1	1.4	2.0	3.5	3.7	/	8(兆円)	平成32年	観光立国の推進は我が国経済成長の大きな鍵であり、消費の増大により地域への経済効果を高め、地方創生への貢献を図ることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行消費額について、「2020年：8兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
81 地方部での外国人延べ宿泊者数	616(万人泊)	平成23年	855	1186	1575	2514	2,845	/	7,000(万人泊)	平成32年	インバウンド拡大の経済効果を地方へ波及させ、地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていく必要がある。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2020年：7000万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
82 外国人リピーター数	401(万人)	平成23年	528	672	837	1159	1,426	/	2,400(万人)	平成32年	我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、外国人リピーター数について、「2020年：2400万人泊」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
83 日本人国内旅行消費額	19.7(兆円)	平成23年	19.4	20.2	18.4	20.4	21.0	/	21(兆円)	平成32年	我が国の観光消費額は、日本人国内旅行が占める割合が高く、国内旅行を促進し、地域への経済効果をより一層高めることが重要である。こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、日本人国内旅行消費額について、「2020年：21兆円」という目標を定めたことを踏まえ、これを目標値に設定する。				
達成手段(開始年度)	29年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			29年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要	関連する業績指標番号	達成手段の目標(29年度) (上段：アウトプット、下段：アウトカム)							
		26年度(百万円)	27年度(百万円)	28年度(百万円)											
(1) 世界観光事業分担金(昭和53年度)	229	43 (43)	48 (48)	47	42	・世界観光機関(UNWTO)の活動を通じて、観光交流の拡大を目指す。 ・UNWTOの実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係地域と連携を図りつつ、UNWTOに対して効率的な運用を求めていく。 ・UNWTO加盟国等は分担金を毎年義務的に拠出することが定められている。我が国も決められた分担金を拠出するもの。	79,80								
(2) ASEAN貿易投資観光促進センター等拠出金(昭和56年度)	230	101 (101)	103 (103)	103	102	・ASEAN貿易投資観光促進センター等の活動を通じて、観光交流の拡大等を目指す。 ・ASEAN貿易投資観光促進センター、世界観光機関アジア太平洋センター、経済協力開発機構のより効果的な活動成果を引き出すため、実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係機関と連携を図りつつ、引き続きASEAN貿易投資観光促進センター等に対して効果的な運用を求めていく。 ・各種国際機関と連携し、国際会議を開催する。	79,80								
(3) 観光連絡調整経費(平成17年度)	231	19 (16)	18 (17)	18	17	観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出するため、年次報告書として「観光白書」の作成を行う。	-	観光白書の作成部数 6,000部 観光白書の販売部数							
(4) 観光統計整備事業(平成14年度)	232	429 (424)	460 (392)	500	522	観光統計整備事業は、平成14年度の事業開始以降、調査対象の拡充等を行いつつ継続的に実施している。訪日外客誘致施策の更なる強化、地域が主役となった観光政策の展開が求められる中、行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、観光施策の基本インフラである観光統計の整備を着実に進める。	80,81,82,83	- - -							
(5) 観光地域動向調査事業(平成20年度)	233	39 (35)	38 (37)	38	29	地域の関係者が連携して地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、各運輸局管内において、地方公共団体・民間事業者・観光関係者等による協議会等を設置し、各々の役割分担に応じて、効果的に観光予算を投入し、地域の課題解決に向けた共同調査を実施し、改善に向けた方策の検討・現地調査・実証事業等を実施する。	81	- - -							
(6) 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)(平成15年度)	234	4,866 (4841)	1,334 (1190)	1,245	881	「明日の日本を支える観光ビジョン」において示された訪日外国人旅行者数2020年に4000万人の目標の達成に向けて、国と地方が広域に連携して取り組むプロモーション(地方連携事業等)を実施する。	79, 80, 81, 82	- -							



(7)	国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進 (平成20年度)	235	450 (413)	190 (180)	199	201	国際会議(MICE)の誘致・開催を促進するため、 ①アドバイザー派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等による世界トップレベルのMICE都市の育成 ②地域産業、観光資源、ユニークベニュー等地域の特性を活かしたMICEの推進等に取り組む。	79, 80	- -
(8)	通訳ガイド制度の充実・強化 (平成22年度)	236	19 (18)	20 (18)	20	30	各地において日常的に外国人旅行者をもてなし、活発な異文化交流が育まれる真に世界へ開かれた国を実現するため、通訳案内士制度を見直し、名称独占資格へ移行を図ることとし、これに対応して通訳案内士としての品質を確保するための取組(研修など)を進める。	79, 80, 81, 82	- -
(9)	(独)国際観光振興機構運営費交付金 (平成15年度)	237	5,628 (5628)	10,726 (10726)	11,537	7,820	「明日の日本を支える観光ビジョン」において示された訪日外国人旅行者数2020年に4000万人の目標の達成に向けて、既存市場の確保に加え、欧米豪、富裕層、若年層などの新しい市場の開拓等を実施する。	79, 80, 81, 82	- -
(10)	ユニバーサルツーリズム促進事業 (平成24年度)	238	37 (34)	35 (28)	32	20	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及び我が国を含む東アジア諸国の急速な高齢化を控え、障がい者や高齢者、インバウンドを含む誰もが旅行を楽しめる旅行環境整備のため、宿泊施設のバリアフリー評価制度の検討及びより使い勝手の良いバリアフリー相談窓口の整備促進を図る。	79, 80, 81, 82, 83	- -
(11)	観光地域ブランド確立支援事業 (平成25年度)	239	274 (206)	257 (198)	251	205	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、歴史・伝統・文化等を活かした地域独自の「ブランド」の確立を通じた、滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。	81,83	- -
(12)	広域観光周遊ルート形成促進事業 (平成26年度)	240	0 (0)	554 (502)	1,890	1,612	定住人口の減少等が進む地方において、訪日外国人旅行者の地方誘客を戦略的に創出し、訪日外国人旅行者数や地方部での外国人延べ宿泊者数を拡大するため、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化し、訪日外国人旅行者の満足度を高める「広域観光周遊ルート」の形成を促進する。	79,81	- -
(13)	地域資源を活用した観光地魅力創造事業 (平成27年度)	241	- -	290 (245)	346	270	地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の地域資源を磨き上げ、魅力あふれる観光地域づくりを進めるため、単一の市町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品の造成や名産品開発などを支援する。	83	- -
(14)	観光人材育成支援事業 (平成27年度)	242	- -	27 (27)	365	370	観光先進国の実現を目指して、観光産業を我が国の成長に資する基幹産業とするため、トップ・中核・実務人材の3層構造の各段階において、観光産業の担い手の育成・強化を図る。	79, 80, 81, 82, 83	- -
(15)	訪日外国人旅行環境整備事業 (平成27年度)	243	- -	0 (0)	12,057	8,530	訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性・観光地の魅力向上や、観光地までの移動円滑化等を図るとともに、SNS等のビッグデータも活用した外国人旅行者の不満・要望の把握・検証や、地域における新たな課題の調査検討を行い、具体的な改善を図る。	79, 80, 81, 82	- -
(16)	テーマ別観光による地方誘客事業 (平成28年度)	244	- -	- -	70	151	酒蔵や産業遺産など、特定の観光資源に魅せられて全国各地を訪れる「テーマ別観光」は、旅行者に複数地域への来訪動機を与えるものであることから、テーマ毎の新たな旅行需要を創出するため、各地域の組織から構築されるネットワーク組織を対象として、全国各地に点在するテーマ毎の観光資源のネットワーク化による情報発信力の強化等を支援する。	79, 80, 81, 82, 83	- -
(17)	健全な民泊サービスの普及 (平成29年度)	新29-015	- -	- -	-	70	・住宅宿泊事業法案に基づく健全な民泊サービスの普及のため、民泊に関する相談、問い合わせ等にワンストップで対応できるヘルプデスクの設置、制度の周知等を行う。	79,80,81,82, 83	- -
(18)	旅行業における情報セキュリティの強化支援事業 (平成29年度)	新29-016	- -	- -	-	10	最近の旅行業者に対するサイバー攻撃、個人情報漏洩事案の続発を踏まえ、旅行業における情報セキュリティ強化を図る。	79, 80, 81, 82, 83	- -
(19)	福島県における観光関連復興支援事業 (平成25年度)	復興庁 152	374 (359)	374 (368)	266	300	福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する国内向け風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。	83	- -
(20)	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業 (平成27年度)	復興庁 153	- -	0 (0)	4,280	4,265	東北地方の風評被害を払拭し、東日本震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化する。	79,81	- -
施策の予算額・執行額			15,075 (14254)	15,845 (14,176)	59,212	20,887	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)[P]	
備考									

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 和田 康紀		
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
既存住宅流通の市場規模 9【AP改革項目関連：社会資本整備分野】 【APのKPI】	4兆円	平成25年	3.4兆円	3.9兆円	-	-	-	8兆円	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(8兆円(平成37年))から設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 10【AP改革項目関連：社会資本整備分野】 【APのKPI】	5%	平成25年度	-	5%	-	-	-	20%	平成37年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合(20%(平成37年))から設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 11	46%	平成25年度	-	46%	-	-	-	60%	平成32年度	分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(H28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(70%(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。				
12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.5%	平成26年度	-	-	11.5%	11.4%	11.2%	16%	平成32年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値(20%(平成37年))を基に、現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定したものの。				
13 リフォームの市場規模	7兆円	平成25年	-	7兆円	-	-	-	12兆円	平成37年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(12兆円(平成37年))から設定。				
14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)	約250件	平成26年度	-	-	約250件	256件	283件(精査中)	388件	平成32年度	マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(H37))をもとに現況値と平成37年度末までの目標値との差を按分し、平成32年度末までの数値を形式的に設定。				
達成手段 (開始年度)	28年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)				29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 当初 予算額 (百万円)									
(1) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	005	88	77	77	80	事業の目的を達成するため、平成29年度は3つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査経費 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③長期優良住宅の制度普及・運用の適正化に関する調査検討経費 ④中古住宅の流通・賃貸市場活性化のための市場動向把握手法等の検討調査	9,11,12,13,14	調査本数						
		(78)	(71)	(65)				-						
(2) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	006	30	30	30	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。	-	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数						
		(28)	(29)	(28)				建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合						
(3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	007	107	128	124	128	事業の目的を達成するため、平成29年度は9つの調査等を行っている。 ①防災拠点となる建築物の機能継続における耐震性確保のあり方に関する検討 ②建築基準法の性能技術基準整備調査 ③昇降機等の安全・安心に関する取組みの推進に関する調査検討 ④民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ⑤建築基準に関する国際基準適合調査 ⑥大臣認定に係る手続きの効率化・迅速化のための基盤整備 ⑦新興国建築基準の分析・課題抽出に関する調査 ⑧建築基準法等の施行状況総合調査経費 ⑨ユネスコ事業拠出金	-	調査本数						
		(98)	(121)	(124)				住宅の利活用期間 ①減失住宅の平均築後年数 ②住宅の減失率						
(4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業(平成20年度)	008	548	500	450	425	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。なお、補助率については定額補助とし、補助限度額については1事業者あたり6千万円としている。ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、外部識者を含む評価委員会に諮り、その妥当性を了承されたものに限る、補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとする。	-	当該年度に実施した調査事項数						
		(518)	(488)	(442)				各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したものの平均値						

(5) 建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	009	330	300	300	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認等	-	①耐震性の検証を行った物件数 ②耐火構造等の性能の確認数
		(306)	(300)	(300)			①耐震性の検証を行い、法への不適合が確認された物件数の割合 ②耐火関係の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能を有しないことが確認された件	
(6) マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	010	154	115	100	100	マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援 ①マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進 ②老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備	11,14	活動実績団体数、相談会・セミナーの実施回数、相談件数
		(105)	(90)	(86)			-	
(7) 住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	011	1,850	1,562	1,383	1,500	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2) 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,13,32	-
		(1,701)	(1,478)	(1,282)			-	
(8) 住み替え等円滑化推進事業 (平成27年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	014	-	45	45	44	高齢者等が保有する住宅資産の活用を促進し、子育て世帯や高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えを円滑化するために、住宅資産の活用について助言する専門家の育成及び相談体制の整備を行う民間事業者等に対して支援する。(補助率:定額) 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9	相談会・セミナーの開催回数、相談窓口の設置箇所数、研修の実施回数
		-	(42)	(41)			-	
(9) 多世代交流型住宅ストック活用推進事業 (平成27年度)	016	-	32.0	29	32	①相談体制整備等に係る事業 ○個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域所住の検討者、地域内の住宅の利活用検討者を主たる対象として、個人住宅等の有効活用や住替え等に係る相談に総合的に対応する常設のワンストップ相談窓口を設置する。 ○設置した相談窓口において、個人住宅等の有効活用に関する相談員による面談、関係主体との連携・調整等を実施する。 ②モデル的取組みに係る事業 ○個人住宅を有効活用するため、住替えや移住等に必要となるリノベーションや融資に関するスキーム等を検討・実践するなど、住宅としての流通を促進することに主眼を置いた取組みを行う。 ○個人住宅等を居住以外の目的も含めて有効に活用するため、必要となるコンバージョン(転用)、改修や融資等に係るスキームの検討・実践等の取組みを行う。	9	総合相談窓口の設置件数 モデル的取組みに係る事業の実施件数
		-	(32)	(29)			平成37年度に既存住宅流通の市場規模を8兆円まで引き上げる。	
(10) 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備 (平成27年度)	017	-	700	721	500	平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとしていところであり、適合の義務化に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。	32	-
		-	(474)	(710)			-	
(11) インспекションの活用による住宅市場活性化事業 (平成27年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	018	-	270	250	271	既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るため、インспекションによる住宅情報の蓄積・活用と、インспекション技術の開発・高度化に係る取組みに対する支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,13	-
		-	(254)	(245)			-	
(12) 新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業 (平成27年度)	019	-	19	19	19	新興国の制度・基準策定機関の政府職員を対象とした ・建築技術についての見学会 ・建築基準や規制制度についての研修・セミナー・ワークショップ等	-	新興国政府職員を対象とした見学会・ワークショップ・セミナー等の開催回数
		-	(19)	(19)			新興国に対する我が国建築基準の導入件数 ※同一国に複数テーマ我が国の建築基準を導入した場合には複数件としてカウントする	
(13) 住宅ストック維持・向上促進事業 (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	022	-	-	1,046	975	健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,10,13	-
		-	-	1,005			-	
(14) 建築材料等に関するサンプル調査 (平成28年度)	023	-	-	150	150	大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能、検査・品質管理体制の確認、または性能確認試験等を実施し、大臣認定仕様への適合性等を検証する民間事業者等に対して補助を行う。(補助率:定額補助)	-	サンプル調査実施件数
		-	-	(150)			サンプル調査実施件数に対する大臣認定仕様への不適合が確認された件数の割合	
(15) 定期報告制度の運用に関する調査事業 (平成28年度)	024	-	-	45	45	定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立ち入りによる調査・検査の実態を把握し、収集した事例の分析等により、同制度の改善点の整理を行う民間事業者等に対して補助を行う。	-	立ち入り調査を実際に行った件数
		-	-	(45)			目標(年間160件)に対して、実際に立ち入り調査を行うことができた件数の割合	
(16) 環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	070	18,370	28,450	7,803	18,526	住宅・建築物の省エネ・CO2、木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、住宅の長寿命化等に係る先導的な技術の普及促進に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化に対して支援を行い、その成果の普及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化を推進する。	32	-
		(12,415)	(12,929)	(6,884)			-	
(17) 地域型住宅グリーン化事業 (平成27年度)	117	-	276	14,535	25,269	耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。	12,32	-
		-	(276)	(11,976)			-	
(18) 長期優良住宅リノベーション推進事業 (平成28年度)	118	-	-	656	7,444	既存住宅のリノベーションによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率:1/3)	13,32,46	-
		-	-	(655)			-	

(19) 住宅ストック循環支援事業 (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	119	-	-	255	24,745	若者の住居費負担の軽減、良質な住宅ストックの形成及び既存住宅流通・リフォーム市場の拡大を図るため、インスペクションを実施し、既存住宅売買瑕疵保険に加入する既存住宅の取得や、耐震性が確保されたエコリフォーム、一定の省エネ性能を有する住宅への建替えの取組に対して支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,10,13,32,46	-
		-	-	(255)				-
(20) 東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業 (平成24年度)	0181	250	265	150	150	被災案件に係る建築確認検査を実施する指定確認検査機関が行う以下の事業等に要する費用を補助する。 ・復興事業の建築計画に係る審査の円滑化に向けた事前相談・本審査に係る体制整備を図るための窓口等の体制の充実・強化 ・復興事業に係る建築主・設計者等に対する基準・手続き等建築規制制度の周知等 (補助率:定額補助)	-	指定確認検査機関において手数料減免を実施した件数
		(103)	(98)	(78)				当該年度までに本事業を活用して整備された建築物の累積棟数
(21) 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業 (平成29年度)	新29-002	-	-	-	465	急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。	12,13	-
		-	-	-				-
(22) 建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業 (平成29年度)	新29-003	-	-	-	161	建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。	-	補助金の交付件数
		-	-	-				構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均(事前相談期間を含む)
施策の予算額・執行額		6,436 (5,484)	26,408 (25,780)	5,800	5,925	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考								

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-⑨)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						担当部局名	総合政策局		作成責任者名	環境政策課長 榎田 泰宏		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
30 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	-	-	①-1.02% ②-0.97% ③-0.99%	①-1.07% ②-0.80% ③-1.28%	①-1.21% ②-1.09% ③-0.89%	集計中	-	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。交通政策基本計画(平成27年2月閣議決定)にも位置づけられた指標である。				
31 建設工事用機械機器による環境の保全(①建設機械から排出されるPMの削減量、②建設機械から排出されるNOxの削減量、③ハイブリッド建設機械の普及台数*)	①PM 1.9千t ②NOx 39.1千t ③200台	平成21年度	①3.2千t ②66.6千t ③1,560台	①3.5千t ②72.0千t ③2,260台	①集計中 ②集計中 ③3,180台	①集計中 ②集計中 ③3,930台	①集計中 ②集計中 ③集計中	①PM 8.1千t ②NOx 153.0千t ③5,000台	平成28年度	・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」において、PM・NOx削減の提言がなされているため。 ・①及び② 各排出ガス基準の建設機械(排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数(a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量(b)の積により計算。 (a) 各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間(平成17～21年度)における増加台数・減少台数の平均値(第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定。 (b) 建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定。 ・③ CO2排出量削減に資するため、CO2排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規定(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定された、ハイブリッド機構を有した建設機械を普及促進する必要があるため。 ・メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数を目標値に設定。				
32 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6%	平成25年度	-	6%	7%	8%	-	20%	平成37年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合(20%(平成37年))を基に、2020年(平成32年)を目標に新築住宅について省エネ基準適合率を100%にする目標を踏まえて設定。				
33 モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ*、②内航海運による雑貨物の輸送トンキロ*)	①187億トンキロ ②333億トンキロ	平成24年度	①187 ②333	①193 ②330	①195 ②331	①200 ②340	⑤197 ②集計中	①221 ②367	平成32年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道や海運へのモーダルシフトを推進するため、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において定められた指標を踏まえ、①鉄道コンテナ輸送量については221億トンキロ、②海上輸送量については367億トンキロとする目標値を設定。				
34 都市緑化等による温室効果ガス吸収量	111万t-CO2/年	平成25年度	108万t-CO2/年	111万t-CO2/年	115万t-CO2/年	118万t-CO2/年	集計中	119万t-CO2/年	平成32年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定 【第4次社会資本整備重点計画第2章の重点目標に関連する事業の指標「KP125都市緑化等による温室効果ガス吸収量」(同一定義)】				
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)										
(1) 住宅建築技術高度化・展開推進事業(平成26年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	11	1,850	1,562	1,383	1,500	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2) 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9 13 32	- - -						
(2) 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備(平成27年度)	17	-	700	721	500	平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとされているところであり、適合の義務化に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。	32	- -						

(3)	社会資本分野における環境対策の推進(平成14年度)	63	51 (51)	55 (54)	55 (53)	47	地球環境への負荷の少ない持続可能な社会の目的を達成するため、①社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくり・地域づくりに資する「グリーンインフラ」の取組推進のための調査検討を行う。 ②持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けて、まち・住まい・交通の一体的な創着省エネルギー化を総合的に推進するため、地方自治体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することにより、都市規模・地域特性等に応じた先導的なモデル構築及び全国的な普及促進を図る	-	低炭素まちづくりの策定等 先導的モデル等を参考にして、都市の環境に関する計画策定や取組を行っている自治体の数
(4)	地球温暖化防止等の環境の保全(平成12年度)	65	8 (7)	8 (7)	10 (8)	10	省エネ法に基づく輸送事業者の省エネ対策、及び省エネ法改正を踏まえた電力ピーク対策が輸送部門に対し引き起こす影響・効果について調査分析を行うとともに、輸送事業者への省エネ対策に係る情報提供や省エネ対策責任者の育成等を通じて、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。更に、フロン排出抑制法に基づくフロン類算定漏洩量の報告について、輸送事業者等から提出される法定報告書の調査分析等を行う。	30	省エネ対策の普及・促進 直近5年間の改善率の年平均-1%
(5)	モーダルシフト等推進事業(平成23年度)	66	38 (30)	38 (30)	38 (28)	40	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための経費や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助する。	33	
(6)	都市局地球環境問題等総合調査等経費(平成19年度)	67	20 (20)	27 (27)	15 (15)	45	日本国政府としては、2015年以降、京都議定書第2約束期間(2013~2020年)における我が国の温室効果ガスの排出量及び吸収量を国連気候変動枠組条約事務局に提出する義務がある。そのため、都市緑化による吸収量算出データの作成及びその精度向上、第2約束期間以降の吸収源対策の枠組に対応するための各種調査等を行い、吸収量を適切に把握・算出する。このような都市緑化の推進等による地球温暖化対策により都市における地球環境問題への対策を促進する。	34	調査実施件数 都市緑化等による温室効果ガス吸収量
(7)	環境・ストック活用推進事業(平成23年度)	70	18,370 (12,415)	28,450 (12,929)	7,803 (6,884)	18,526	住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、住宅の長寿命化等に係る先導的な技術の普及促進に寄与するリーディングプロジェクトや既存建築物の省エネ化に対して支援を行い、その成果の普及等を通じて、住宅・建築物の省エネ化を推進する。	32	- - -
(8)	省エネ住宅に関するポイント制度(平成26年度)	71	0 (0)	83,721 (83,685)	7,072 (726)	508	一定の省エネ性能を持つ住宅に対して支援を行うことで、省エネ住宅の建設やエコリフォームの普及を図る。平成28年度は、適正な制度の実施を図るため、完了報告の受付・審査に係る業務を行う。	32	- -
(9)	海運からの温室効果ガス等環境負荷低減に関する総合対策(平成25年度)	72	17 (15)	14 (13)	14 (11)	9	国際海運からのCO2排出削減については、国際海事機関(IMO)において、MARPOL条約附属書改正により確立された新造船のCO2排出性能規制の段階的強化やCO2の排出削減戦略の検討が進められているところ、これら検討されている規制の我が国海運産業への影響分析等を実施する。これにより、我が国が国際基準や戦略の策定に関する議論をリードし、海運からのCO2排出削減による地球温暖化防止対策を推進するとともに、我が国海運・造船業が得意とする省エネ・省CO2技術力を発揮し、よき環境の整備を実現する。	-	IMOの議論において、我が国の提案を反映させた件数。 IMOの議論において、我が国の提案を反映させた件数。
(10)	船舶による環境汚染防止のための総合対策(平成26年度)	73	16 (14)	29 (28)	34 (32)	31	船舶から排出されるブラックカーボンの国際的な議論に対し、我が国の優れた環境対策技術を元に議論を主導するため、船舶から排出されるブラックカーボンの実態や船舶に利用できる既存の陸上等の排出削減技術の把握のための調査等を実施し、合理的な基準策定に向けた検討を行う。また、船舶から排出されるSOxの規制強化に向けた対応方法等について検討を行う。	-	ブラックカーボン・SOx対策技術の確立に向けて検討した技術的課題数 IMOにおけるブラックカーボン・SOxに係る議論に我が国から提出する国際基準案や技術レポート等の数
(11)	地域型住宅グリーン化事業(平成27年度)	117	- -	276 (276)	14,535 (11,976)	25,269	耐久性や省エネルギー性に優れた良質な住宅の供給を促進するため、地域の住宅産業の主要な担い手である中小住宅生産者が、こうした住宅を効果的かつ継続的に供給できるようにするための技術力の向上、住宅供給体制の強化を行う。	12 32	- -
(12)	長期優良住宅化リフォーム推進事業(平成28年度)	118	- -	- -	656 (655)	7,444	既存住宅のリフォームによる耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を図ることを目的とする。(補助率: 1/3)	13 32 46	- -
施策の予算額・執行額			126,801 (12,991)	124,128 (96,900)	23,531	10,945	【施政方針】 ○第190回国会施政方針演説(H28.1):「地球温暖化対策は、新しいイノベーションを生み出すチャンスです。主要排出国を含む全ての国が参加するパリ協定を歓迎します。温室効果ガスの排出量を二〇三〇年度までに二〇一三年度比で二十六%削減するとの目標の下、省エネルギーと再生可能エネルギーの大胆な技術革新、最大限の導入を進めてまいります。十五年間で、次世代自動車の販売を新車全体の七割にまで引き上げ、自動車市場の姿を一変させます」 【閣議決定】 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)、環境基本計画(平成24年4月27日)、日本再興戦略(平成28年6月2日)総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)、エネルギー基本計画(平成26年4月11日)等		
備考									

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策目標		36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る						担当部局名	海事局		作成責任者名	総務課企画室長 三輪田 優子		
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済と国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・船用品生産の市場環境整備・活性化及び人的基盤である技能者・技術者と船員(海技者)の確保・育成等を行う。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標		初期値	目標値 設定年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			実績値	評価結果	目標値	目標年度
128	海運業(外航及び内航)における1事業者あたりの船員採用者数	1.83人(海運業における船員採用者数(1事業者平均))	平成23年度	2.52	2.90	3.45	3.22	集計中	/	2.61人(海運業における船員採用者数(1事業者平均))	毎年度	<p>〈目標〉海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。</p> <p>① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人(平成23年度～32年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる</p> <p>② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者人数 278人(平成23年度～平成32年度) 必要な1事業者ごとの年間採用者人数 278人 = 2,773人① ÷ 10年</p> <p>③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者人数 → 1.83人 1.83人 = 278人 ÷ 152 = (各年度に必要な採用者人数) / (各年度の事業者数) 人</p> <p>④ 新卒者の約3割が3年以内に離職していることを踏まえ、 1.83③ ÷ 0.7 = 2.61人</p> <p>⑤ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均2.61人の採用が行われること(水準)を確保する。</p>		
129	船舶建造量の世界シェア	19%	平成27年度	18%	20%	20%	19%	20%		/	30%	平成37年度	<p>船舶の建造需要は、海上荷動量の増加により「不足となる船腹量」と船舶の解撤による「代替需要」の合計によって推計される。以下のシナリオの下で、世界全体の建造需要の予測を行うと、2025年(平成37年)の建造需要は約75百万総トンと試算される。</p> <p>①海上荷動量は、世界全体の中長期的なGDP成長率予測を踏まえると、年3～4%程度の増で推移していく。</p> <p>②当面は近年の比較的年齢で解撤されている状況が続く。</p> <p>③現在の海上荷動量に対して過剰となっている船腹量が2025年までの間に均等に減少していく(その分「不足となる船腹量」から差し引く。)</p> <p>また、日本造船業が過去最大の建造量を記録した2010年の建造量20.4百万総トンを基準として、それ以降の企業統合や再編等による設備減少、既に決定済みの設備拡張等を踏まえると、日本造船業は21百万総トン程度の建造能力を有すると考えられる。2025年までに現場生産性の50%向上等により10%程度の生産効率の向上を図った場合、2025年の新造船需要約75百万総トンの30%に当たる約23百万総トンの建造能力を有すると考えられる。</p>	
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			29年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(29年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		29年度行政事業レビュー事業番号	26年度(百万円)	27年度(百万円)	28年度(百万円)									
(1)	船員雇用促進対策事業費(昭和53年度)	359	146 (143)	154 (151)	185 (162)	141	船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して漁師法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、船員の新たな就業ルートとして、社船実習を実施するため、内航海運事業者が船舶を提供した経費に対して定額補助を行う。					128	-	
(2)	船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費(平成21年度)	360	105 (93)	106 (86)	113	121	船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員教育者養成事業を実施する。また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。					128	-	
(3)	船舶産業の競争力強化に必要な経費(平成21年度)	361	54 (50)	54 (50)	53	44	我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。					129	-	
(4)	経済協力開発機構造船部会分担金(平成18年度)	362	12 (12)	12 (12)	12	11	世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分担当金を支払う。					129	-	
(5)	シブプリサイクルに関する総合対策(平成19年度)	363	12 (10)	12 (11)	12	11	船舶の解体(シブプリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシブプリサイクルシステムの構築を図る。					129	-	

(6)	(独)海技教育機構運営費交付金 (平成18年度)	364	8,065 (8,065)	7,572 (7,572)	7,406 (7,406)	7,368	新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、海上技術学校の4校、海上技術短期大学校の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 既存の船員等に対しては、海技大学校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るための多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。 5隻の練習船で、商船系船員教育機関15校の学生に対し教育訓練を実施している。	128	-
(7)	海洋産業の戦略的振興のための総合対策(海洋資源開発関連技術研究開発費補助金関係経費) (平成25年度)	366	501 (733)	452 (501)	369 (355)	202	海洋開発分野における我が国産業界のビジネス拡大を図り、海洋産業の国際競争力を強化するため、海洋資源開発関連技術の開発を支援する。	129	
(8)	海洋産業の戦略的振興のための総合対策(海洋資源開発人材育成及びエンジニアリング企業との協業に向けた技術開発に係る調査) (平成27年度)	367	- (-)	151 (148)	171 (170)	171	海洋開発分野における我が国産業界のビジネス拡大を図り、海洋産業の国際競争力を強化するため、海洋資源開発の基盤となる技術者の育成システムを構築するとともに、エンジニアリング企業と我が国造船・船用事業者等との協業等のモデルケースを構築するなど、海洋産業の振興を官民一体となって戦略的に実施する。	129 参99	
(9)	水素社会実現に向けた安全・環境対策 (平成26年度)	368	51 (49)	74 (72)	55 (55)	29	環境に優しい水素燃料電池船の実用化のため、塩害や動揺・衝撃に係る技術的課題を整理し、船舶の安全ガイドラインの整備を図る。	129 参99	
(10)	造船業における人材の確保、育成 (平成27年度)	369	- -	97 (89)	88 (84)	87	地域経済を支える我が国造船業が人材不足により成長の機会を失うことがないよう、人材の確保・育成対策を実施するとともに、外国人材の適切な活用を図るための受入・監理体制を構築することにより、造船業における人材不足の解消を進める。	128	-
(11)	(独)海技教育機構施設整備費補助金 (平成27年度)	370	46 (46)	143 (121)	351 (73)	72	船員(船員であった者及び船員になろうとする者を含む。)に対する船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること及びこれらに附帯する業務等を効率的に行うために必要な施設・設備の整備を行っている。 海技教育機構の学校施設及び老朽化した施設の整備について、耐震診断結果等を踏まえて、平成29年度においては、国立唐津海上技術学校本館及び体育館耐震補強工事を実施し、計画的な整備を図る。	128	-
(12)	船舶の高度性能評価システムの構築 (平成28年度)	372	- -	- -	137 (131)	124	数値シミュレーション(CFD)による性能評価を可能とし、船舶設計開発から認証に至るプロセスの高度・効率化を図り、海事産業のイノベーションを加速する。また、性能評価手法を国際基準化し、我が国の高性能な船舶の性能が「見える化」されることで、我が国海事産業の国際競争力の向上を図る。	129	
(13)	船舶の建造・運航における生産性向上(情報技術等の活用によるコスト競争力・品質・サービスの革新) (平成28年度)	373	- -	- -	160 (78)	486	船舶・船用機器の生産・運航におけるIoTやビッグデータ解析等を活用した先進的な技術・システムを選定し、技術システムの開発、信頼性(情報セキュリティを含む)・安全性担保等の検証を実施する事業に要する経費の補助(国・民間法人等、補助率1/2)等を行うことにより、我が国海事産業の活性化及び国際競争力の強化や海上輸送の安全性の確保に資する技術・システムの研究開発・普及を促進する。	129	
施策の予算額・執行額			11,596 (10,852)	9,883 (9,603)	9,704	8,866	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)		
備考									



平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-⑩)

施策目標		10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する						担当部局名	気象庁		作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 八木 勝昌	
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
	目標値設定年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
35 緊急地震速報の迅速化	24.4秒	平成22～26年度平均	-	-	-	-	24.9秒	19.4秒以内	平成32年度	緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまで、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網の増強(50点整備)や、防災科学技術研究所の大深度KIK-net、海洋研究開発機構のDONET1の活用により、迅速化に取り組んできたところである。さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計(S-net)の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。			
36 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の割合	32%	平成23年度	33%	38%	40%	46%	46%	41%	平成28年度	防災情報等や情報伝達体制は、災害対応を行っている国土交通省の事務所及び都道府県において収集、提供されるものであることから、当該指標を用いて測定することが妥当である。危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、重要な拠点について、着実に整備を行うこととし、4.1%を平成28年度末までの目標値として設定した。			
37 台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)	244km	平成27年	314km	288km	275km	244km	234km	200km	平成32年	台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。平成27年までの過去5年間に於ける予報誤差の平均は244kmである。平成28年の目標値としては、過去5年間の同指標の減少分及び過去5年間の各単年度実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、200kmに改善することが適切と判断。本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じた、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。			
38 防災地理情報の整備率	53%	平成23年度	55%	58%	62%	66%	73%	67%	平成28年度	想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の43断層帯のうち、特に人口の多い都市圏周辺部の13断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。			
達成手段(開始年度)	29年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)				29年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(29年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 地殻変動等調査経費(昭和42年度)	074	302 (291)	293 (283)	269 (261)	269	災害対策基本法に基づく政府の指定行政機関として、大規模地震対策特別措置法等の法律で観測の強化を指定している地域において水準測量を実施するとともに、科学技術・学術審議会の「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について」(平成25年11月8日建議)等の趣旨に沿い、地殻活動の活発な地域等において地殻変動監視を目的とした繰り返し観測、地殻変動のメカニズム解明に関する解析等を実施する。その観測・解析した結果は、地震調査研究推進本部地震調査委員会、火山噴火予知連絡会等へ提供され、地震活動や火山噴火活動の評価等の基礎資料として活用される。				38	-		
(2) 防災地理調査経費(平成20年度)	075	31 (31)	31 (31)	37 (36)	57	本事業で整備する防災基礎情報が、国・地方公共団体等の様々な機関における地震、火山噴火、土砂災害等の各種自然災害に対する防災・減災施策に利用されることにより、国民の安心・安全の向上に寄与する。				38	-		
(3) 測量用航空機運航経費(平成22年度)	076	99 (99)	99 (98)	99 (98)	112	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発災後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復旧・復興対策に活用されることが重要であることから、国土地理院が所有する防災・測量用航空機「くにかぜⅢ」による空中写真の撮影を実施し、撮影した空中写真画像及びそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府ならびに関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度から「くにかぜⅢ」に合成開口レーダー(SAR)を搭載して観測が可能になったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。				38	-		
(4) 予報業務(昭和31年度)	077	359 (354)	654 (636)	407 (391)	616	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等を基に、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時等における指定河川洪水予報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者へ提供され個別のニーズに応じたサービス等に利用される。				37	-		

(5)	気象データ交換業務 (昭和31年度)	078	1,695 (1,659)	1,239 (1,228)	1,363 (1,342)	1,269	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に収集・交換する。	37	-
(6)	数値予報業務 (昭和34年度)	079	691 (691)	711 (711)	927 (926)	3,038	観測データ等を基に物理法則に基づく数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うためには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム(スーパーコンピュータ)により数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成する。	37	-
(7)	アメダス観測 (昭和31年度)	080	1,403 (1,385)	698 (697)	706 (698)	671	気象の基本的な要素である、降水量、風向風速、気温、日照等について、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により自動で常時観測を行うとともに、部外機関の観測した観測データを速やかに収集して品質管理を行う。観測成果は即時に実況値として全国の予報担当者や防災関係機関に提供する。また、全国から集められた観測資料は速やかに蓄積・統計処理を行う。	-	大雨警報のための雨量予測精度を向上させ、降水短時間予報における2時間後から3時間後までの1時間雨量の予測値と実測値の比を平成29年までに0.52以上とする。
(8)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	081	433 (428)	427 (423)	427 (424)	426	日本全体をカバーするよう、全国の20箇所に気象レーダーを展開し、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦(メソサイクロン)を検出して予報担当者に通知する。	37	大雨警報のための雨量予測精度を向上させ、降水短時間予報における2時間後から3時間後までの1時間雨量の予測値と実測値の比を平成29年までに0.52以上とする。
(9)	地磁気観測 (昭和31年度)	082	28 (27)	28 (27)	59 (59)	28	地磁気観測所(茨城県石岡市)、女満別(北海道大空町)及び鹿屋(鹿児島県鹿屋市)に設置している観測施設を中心として、人工的なノイズの少ない環境の中に磁力計を設置し、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時観測する。観測データは地磁気観測所において解析し火山活動の評価に係る研究を行うとともに、国内では独立行政法人情報通信研究機構に通報して宇宙天気予報に利用されるほか、世界各国に通報する。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成32年度までに49火山とする。
(10)	気象測器検定 (昭和31年度)	083	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12	気象庁がアメダス観測、ラジオゾンデ観測で自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内にあることを確認する。このことにより、観測データの品質が担保され、台風予報をはじめ、気象予報・警報等のより良い気象情報の作成に寄与する。また、気象業務法に基づき気象観測を行う部外機関が使用する気象測器は、気象観測に適した測定器である必要があり、気象庁は、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。さらに、部外機関が行うべき気象測器の検定業務について、受託により実施する。	-	雨量観測の観測精度の維持(気象庁雨量観測所における重度の障害件数を過去5年平均(53件)以下に維持する)
(11)	防災情報提供センター (平成15年度)	084	93 (85)	83 (83)	91 (90)	168	防災情報提供センターとして国土交通省関係局が保有する防災情報を集約し、リアルタイム雨量(広域版)やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報(天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等)をインターネットを通じて国民に提供する。	-	ホームページを通じた気象情報提供の促進 65億ページビュー(平成30年度)
(12)	高層気象観測 (昭和31年度)	085	459 (457)	460 (457)	713 (708)	547	全国14ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、観測測器(ラジオゾンデ)を取り付けた気球を1日2回(9時及び21時)飛揚することにより、上空30kmまでの大気(気温、湿度、気圧、風向風速)を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。また、全国33ヶ所において、世界気象機関(WMO)の指針に従い、ウインドプロファイラにより、電波を利用して10分ごとに300mの高度間隔で上空最大12km程度までの風向風速を観測する。観測成果は、台風予報をはじめ、気象予報・警報等の作成に利用するとともに、世界の気象機関に提供する。	37	-
(13)	地震津波観測 (昭和31年度)	086	1,486 (1,440)	2,118 (2,025)	1,503 (1,447)	1,370	気象庁が整備した地震計等に加え、関係機関が整備した地震計等も活用し、24時間体制で地震の観測・監視を行う。これらのデータを地震活動等総合監視システム(EPOS)により集約・解析し、緊急地震速報、津波警報、震度に関する情報等を発表する。これらの情報は、防災関係機関や報道機関を通じて国民に伝達され、地震や津波による災害の防止・軽減に貢献している。また、海外で大規模地震が発生した場合にも、関係国と連携しつつ、地震情報や津波情報を発表する。さらに、地震活動等総合監視システムを気象庁本庁・大阪管区気象台の2中核に集約し、災害時の業務継続を可能にしている。	35	沖合の津波観測に関する情報で利用する観測点の数を平成30年度までに234点以上とする。
(14)	地殻観測 (昭和31年度)	087	44 (42)	44 (43)	44 (44)	44	東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設(ひずみ計等)により、東海地震の前兆現象を24時間体制で観測・監視し、最新の科学的知見に基づく解析を行うとともに、観測データに異常が検出された場合には、その原因について「地震防災対策強化地域判定会」により総合的な評価を行う。また、適時適切に東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報)を国民・防災関係機関・報道機関等に発表し、準備行動や地震応急対策に資する。	-	東海地震予知のために活用する他機関の観測データの数2点(平成29年度)
(15)	火山観測 (昭和31年度)	088	788 (779)	5,422 (5,042)	2,823 (2,782)	1,518	各火山の活動状況に応じて、常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GNSS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制を構築・運用する。これらのデータを全国4官署(本庁火山監視・警報センター及び札幌・仙台・福岡管区気象台の地域火山監視・警報センター)において24時間体制で監視・解析し、火山活動状況に応じて噴火警報等の防災情報を発表する。噴火警報をより防災活動に活用しやすくするため、執るべき防災行動との対応をわかりやすく表記した「噴火警戒レベル」の導入を進めている。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成32年度までに49火山とする
(16)	海洋環境観測 (昭和31年度)	089	752 (737)	772 (717)	751 (686)	866	地球温暖化や海洋汚染等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上に比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや汚染物質等の実態を高精度に観測し、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量、海洋酸性化及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環などの変動を把握する。また、海上の気象観測や、水温、塩分、海流、海水の化学成分等の実況把握を通じ、北西太平洋の海洋の循環を把握し、海洋が気候変動に与える影響について解明を図る。	-	海洋の健康診断表において平成29年度から平成33年度までの5年間に計5件の改善又は新規の情報提供を行う。地球環境監視に資する海洋環境情報の充実・改善数:5件(平成33年度)
(17)	波浪観測 (昭和31年度)	090	68 (68)	74 (74)	74 (74)	74	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及び我が国周辺海域において、沿岸波浪計や漂流ブイによる波浪観測を行うとともに、観測衛星(Jason(米NASA/仏CNES)など)や船舶からの観測データも収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行い、波浪情報を提供する。	-	内海・内湾における波浪予測情報を提供する海域数を毎年2海域ずつ増加させる。 内海・内湾における波浪予測情報を提供する海域数:22海域(平成29年度)

(18)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	091	76 (74)	116 (116)	74 (72)	74	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、地球温暖化による海面水位の変動の監視に資するデータを取得する。 また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等の被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化による海面水位の変動を監視し、海面水位の変動を監視する国際的な枠組みである全球海面水位観測システム(GLOSS)にデータを提供する。	-	潮位観測施設の全てを津波・高潮警報更新に活用できるよう運用する。 潮位観測施設の全てを津波・高潮警報更新に活用できるよう運用し、津波・高潮に関する情報の改善に寄与する。:69地点(毎年)
(19)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	092	148 (145)	146 (145)	146 (145)	146	父島及び南鳥島の気象観測所において、定常的に地上・高層気象観測を実施する。	37	・安定した品質の高層気象観測データを定常的に提供する。 WMOにより定められている定時(00及び12UTC)の観測結果の通報率100%を目標とする。:高層気象観測(毎年) ・安定した品質の地上気象観測データを定常的に提供する。 毎正時の地上気象観測結果の即時通報率100%を目標とする。:地上気象観測(毎年)
(20)	大気バックグラウンド汚染観測 (昭和50年度)	093	87 (86)	87 (86)	77 (76)	114	二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)について、継続して観測を実施する。国内の3か所の観測地点(岩手県綾里、東京都南鳥島、沖縄県与那国島)は、世界気象機関(WMO)においても国際的に重要な観測地点として位置づけられている。これらの観測で得られたデータは、気象庁の刊行物(気候変動監視レポート等)やホームページにおいて公開するとともに、世界気象機関(WMO)の資料センターに提供する。また、黄砂に関する実況値や予測情報の提供も実施する。これらの地球温暖化に関わる監視の成果は、平成27年末に開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定の達成に向けた政府の取り組みにおける実効性の評価や政府・自治体等における環境対策に貢献するものである。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。 地球環境に関する気象情報提供の改善又は新規の件数:2件(毎年)
(21)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	094	30 (30)	29 (29)	29 (29)	25	札幌・つくば・那覇の国内3か所において、オゾン分光光度計によるオゾン全量観測、気球に吊るした測器を飛ばすことによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外域日射観測等を実施する。また、南鳥島でオゾン全量の観測を行う。 気象庁では、観測で得られた成果について、気象庁のホームページや刊行物を通じて公開しており、地球温暖化をはじめとした地球環境に関する国民の関心と理解の増進に貢献している。また、公開した観測データは、環境省刊行の「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」などに活用される他、世界オゾン・紫外線資料センター(WOUDC)への提供を通じて世界気象機関(WMO)／国連環境計画(UNEP)が4年毎に発行する「オゾン層破壊の科学アセスメント」においても引用されている。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。 地球環境に関する気象情報提供の改善又は新規の件数:2件(毎年)
(22)	日射観測 (昭和31年度)	095	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	全国5官署(札幌、つくば、福岡、石垣島、南鳥島)において、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)を実施し、観測データは、品質管理した後統計処理を行い公表する。また、世界気象機関(WMO)の第II地区(アジア)放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、アジア地区内各国及び日本の日射計国家基準器の校正を実施する。国際的な観測基準に基づき観測された日射放射データはデータセンターを通じて利用者に提供され、IPCC評価報告書等において地球温暖化の監視等に活用されている。	-	地球環境に関する気象情報について、毎年度、2件の改善又は新規の情報提供を目標とする。 地球環境に関する気象情報提供の改善又は新規の件数:2件(毎年)
(23)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	096	26 (26)	22 (22)	12 (12)	13	世界気象機関(WMO)の温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)として、世界各国の過去から現在までの温室効果ガス等の観測データの収集・データベース化による一元管理・解析及び品質の管理を行い、全球規模の温室効果ガスの現状を気象庁のホームページや当該センターのホームページにおいて発表する。 また、データ及び解析結果に関する印刷物・電子媒体を国内外の関係機関に配布する。 さらに、環境省と共同で設置した「地球観測連携拠点(温暖化分野)」及び気象庁の専門家会合において、観測の品質評価等についての関係機関との情報交換や観測に関する連携を推進する。	-	国際的なサービスの向上・データセンター利用拡大のため、年1件以上の提供情報やホームページの改善を行う。 提供情報やホームページの改善件数:1件(毎年)
(24)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	097	52 (51)	40 (40)	40 (40)	40	日本の周辺海域に自動昇降式フロート(中層フロート)を投入し、深さ2000mまでの水温・塩分の分布を観測・通報する。 また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やバイ等の海洋観測データを活用することにより、精度の高いエルニニョ等の海洋予測情報及び季節予報の作成・提供を行う。 さらに、世界の異常気象の発生状況を毎週定期的に把握するとともに、特筆すべき異常気象が発生した場合には、臨時的な全球異常気象監視速報を発表し、また日本において、平年からの隔年からの大きな天候が続くと予測された場合には、異常天候早期警戒情報を発表する。	-	新規に提供する世界の異常気象に関する情報を充実させ、平成30年度までに新たに2件提供開始する。 新規に提供する情報の件数:2件(平成30年度)
(25)	異常気象情報センター (平成14年度)	098	19 (19)	19 (19)	19 (19)	19	世界気象機関(WMO)が指定した地区気候センターとして、アジア地域の気象機関の気候情報作成能力を向上するため、主にウェブサイトを通じて、異常気象等の監視・早期警戒、季節予報、地球温暖化予測等に関するデータや情報を提供する。 また、提供しているデータや情報の活用方法を指導するトレーニングセミナーを開催するなどにより、人材育成を図る。	-	平成33年度に異常気象情報センター(TGC)のウェブサイトにて提供している気候データや情報の利用回数を500万回まで引き上げる。 ウェブサイトの利用回数(アクセス数):500万回(平成33年度)
(26)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	099	65 (64)	62 (60)	84 (83)	65	地球温暖化予測モデルの結果を解析し、「地球温暖化予測情報」として公表する。 また、地球温暖化とともに、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドについて、その監視結果を報告する。 また、異常気象の要因と見直しについては官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高低温および冬季日本海側においては翌週の大雪(降雪量がかなり多くなること)を対象とした異常天候早期警戒情報を週2回検討、発表する。 さらに、これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	地球温暖化予測情報の利用ユーザー数の累計を平成33年度までに70件以上とする。 地球温暖化予測情報(地上気温、降水量等の気候モデルによる予測計算結果)の利用ユーザー(利用申請者)数:70人(平成33年度)

(27) 静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	101	1,352 (1,322)	1,322 (1,302)	1,192 (1,163)	3,328	静止気象衛星は東経140度付近に位置し、365日24時間常に地球の同一面を監視し、連続する大気の状態を観測する。同衛星では、絶え間なく観測したデータを地上へ送信し、地上設備で衛星からのデータを受信・処理する。観測データは、台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るために用いるほか、数値予報の初期値として予報精度向上のために利用される。また、観測データから作成する衛星画像は、天気解説等に利用されるとともに、同衛星を通じて近隣諸国(東アジアやオセアニア等の各国)へ配信され防災情報に利用されている。このように本事業は、静止気象衛星により観測したデータを衛星から送信し、地上設備により受信・処理を行い、気象庁内のみならず国内外の関係機関へ配信する一連の業務である。	37	-	
(28) 国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	102	765 (765)	854 (854)	968 (968)	773	世界気象機関(WMO)は、気象・水文の観測・予測、データ交換等に関する組織・システムの確立・維持、技術基準の統一、それら業務遂行に係る加盟国の能力向上等についての国際協力及び科学技術活動を推進しており、我が国を含む各国気象水文機関が行う災害の予防・交通の安全・産業の興隆に寄与する業務の円滑な運営には不可欠なものである。	-	世界気象機関への分担金等の支払履行率:100% 世界気象機関への加盟国(国と地域)数:191	
(29) 映像情報利用の利便性向上のための技術的検討 (平成29年度)	新29-008	-	-	-	7	通常時のインフラ管理や災害対応に監視カメラの利用は監視体制の監視の迅速化・効率化するものであるため、その利活用について技術的検討を行う。例えば、土砂災害や越波等瞬時に起きた被災状況をリアルタイムでの閲覧を見逃した方へ被災時の状況を共有し被害の大きさを理解することや、1時間前とのインフラ環境の違いの比較、場所・通信環境に依存しない映像閲覧環境の構築等の検討を行う。	36	映像情報を選定する際の、システム操作手続きの削減割合:50%	
施策の予算額・執行額		22,202 (21,682)	21,414 (20,359)	20,866	18,672	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし		
備考									